

**島田市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
第3期計画**

平成28年3月
島 田 市

- 目 次 -

1 . 計画の背景

1) 地球温暖化問題	1
2) 地球温暖化対策の国際的な取組	1
3) 日本の取組	2

2 . 計画の基本的事項

1) 計画の目的	3
2) 計画の位置付け	3
3) これまでの取組の経緯	4
4) 温室効果ガス排出量の推移	4
5) 計画期間及び基準年度	5
6) 対象範囲	5
7) 対象とする温室効果ガス	5

3 . 基準年度（平成 26 年度）の温室効果ガスの排出状況

1) 温室効果ガス排出量の算定方法	6
2) 温室効果ガスの年間排出量	6

4 . 温室効果ガス排出量の削減目標

1) 温室効果ガスの排出削減目標	8
2) 個別目標	9

5 . 目標達成に向けた具体的な取組

1) 日常業務に関する取組	13
2) 施設や設備機器に関する取組	15

6 . 計画の推進

1) 推進体制	16
2) 進行管理	17
3) 職員に対する研修	18
4) 点検・評価・公表	18

1 . 計画の背景

1) 地球温暖化問題

近年、世界中で極端な気象現象が観測されています。強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象により各地で発生した災害が引き起こした甚大な被害が毎年のように報告されています。日本においても、2013 年夏には国内最高記録となる日最高気温 41.0 を観測するなど各地で記録的な猛暑となりました。また、2015 年 9 月には、関東と東北で豪雨により広い範囲で浸水被害が発生し甚大な被害が生じたことは記憶に新しいところです。

気候システムを変化させる要因のひとつが二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄) などの温室効果ガスです。産業革命以降、化石燃料の使用や森林の開拓などの人間活動の活発化に伴って、温室効果ガスの濃度が急激に増加し、地球規模で気温上昇 (温暖化) が進行しています。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書では、今後、世界の平均気温が上昇するにつれて、極端な高温がもっと増えることはほぼ確実であり、熱帯や中緯度地域で大雨の頻度が増す可能性が非常に高いと指摘しています。また、2081 年から 2100 年の世界の平均地上気温は、1986 年から 2005 年の平均よりも 0.3 ~ 4.8 上昇すると予測しています。予測に開きがあるのは、温暖化対策の実施の仕方によるシナリオ (仮説) が異なるからです。二酸化炭素削減などの温暖化対策を今以上に施さなかった場合の最も温暖化が進むシナリオでは、2.6 ~ 4.8 の気温上昇が予測されています。一方、可能な限り温暖化対策を施した場合の最も温暖化を抑えたシナリオでは、0.3 ~ 1.7 と予測されています。今、適切な対策を講じなければ、数十年から 100 年後には私たちの暮らしが危機的な状況にさらされる可能性があるのです。

2) 地球温暖化対策の国際的な取組

1992 年、世界は国連の下、「気候変動に関する国際連合枠組条約」(気候変動枠組条約) を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議 (COP) が開催されています。

1997 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) では、先進国の拘束力のある削減目標を明確に規定した「京都議定書」が採択され、2008 年から 2012 年の 5 年間で温室効果ガスの総排出量を 1990 年に比べて先進国全体で 5 % 削減 (日本 6 %、米国 7 %、EU 8 % 等) することが合意されました。京都議定書は、2013 年以降も延長されることとなりましたが、日本やカナダは不参加を決定し、第二約束期間 (2013 年 ~ 2020 年) では、一部の先進国に引き続き削減目標が課されています。

その後も京都議定書に続く 2020 年以降の世界の温暖化対策のための新たな枠組みを巡って国際交渉が続けられてきましたが、先進国側の主張と新興国・途上国側の主張が対立し、

合意には至りませんでした。そして、2015年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑えることを掲げ、さらに1.5℃未満に抑える努力を追求することも言及しています。また、この長期目標の達成に向けて、先進国だけに排出削減義務を求めた京都議定書に代わり、先進国と途上国がともに排出削減目標の作成と提出、対策実施の義務を負い、5年ごとの評価を通じて永続的に対策を続けることとなりました。パリ協定は、世界すべての196カ国・地域が参加し、法的拘束力を持つ史上初めての歴史的合意で、これにより、国際的な温暖化対策は新しい段階に入ることになります。

3) 日本の取組

国際的な動きを受けて、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年10月に公布され、1999年4月に施行されました。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

地球温暖化対策に関する具体的な取組については、1998年6月に「地球温暖化対策推進大綱」(旧大綱)が策定され、2002年3月には新大綱が策定されました。また、2005年4月には、京都議定書で日本に課せられた6%削減(1990年度比)目標を確実に達成するためのものとして、これまでの大綱を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」が定められました。

日本は、京都議定書の第二約束期間(2013年～2020年)には参加せず、京都議定書目標達成計画は2012年度を以て終了しましたが、気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)の Cancun 合意に基づき、2020年度の温室効果ガス排出量を2005年度比3.8%減とする削減目標を2013年11月に国連気候変動枠組条約事務局に提出し、引き続き地球温暖化対策の推進に取り組んでいます。また、2020年度以降の削減目標としては、2030年度の温室効果ガス削減目標として2013年度比26%削減(2005年度比25.4%削減)するという「日本の約束草案」を2015年7月に国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

2015年12月、世界は、COP21において京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとしてパリ協定を採択しました。日本においても、日本の約束草案及びパリ協定を踏まえた新たな地球温暖化対策計画を今春までに策定し、地球温暖化対策に取り組んでいく予定です。

2 . 計画の基本的事項

1) 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減抑制を図るとともに、率先して地球温暖化対策に取り組むことを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策実行計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

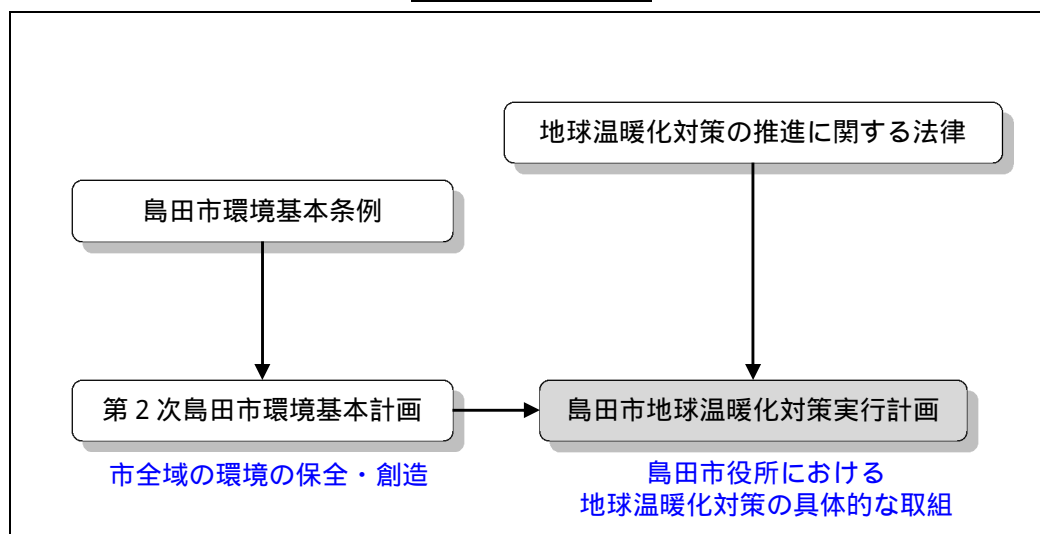
2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2) 計画の位置付け

本市では、島田市環境基本条例に基づく島田市環境基本計画を定め、市全域の環境の保全及び創造を推進しています。本計画は、第2次島田市環境基本計画に基づく地球温暖化対策の島田市役所の率先的な行動を示すものであり、次の位置付けになります。

実行計画の位置付け



3) これまでの取組の経緯

平成 16 年 3 月に、既存の率先実行計画であった「島田市（庁舎等）における環境対策行動プラン」を発展させ、第 1 期計画にあたる「島田市地球温暖化防止実行計画」（計画期間：平成 16 年度～22 年度）を策定しました。第 1 期計画の計画期間満了に伴い、平成 23 年 3 月には、第 2 期計画にあたる「島田市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成 23 年度～27 年度）を策定しました。

また、平成 21 年 1 月に、環境への取組をより効果的・効率的に行うために、島田市役所として環境マネジメントシステム「エコアクション 2.1」を認証・登録し、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減抑制に取り組んでいます。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

時期	取組内容
平成 13 年 3 月	島田市環境基本条例制定
平成 15 年 3 月	島田市環境基本計画策定
平成 16 年 3 月	島田市地球温暖化防止実行計画策定（第 1 期計画） （計画期間：平成 16 年度～22 年度）
平成 21 年 1 月	エコアクション 2.1 認証・登録
平成 23 年 3 月	島田市地球温暖化対策実行計画策定（第 2 期計画） （計画期間：平成 23 年度～27 年度）

4) 温室効果ガス排出量の推移

前計画（平成 23 年 3 月策定）では、計画期間を平成 23 年度から平成 27 年度までとし、平成 21 年度を基準に平成 27 年度の温室効果ガスの排出量を 5 %削減することを目標として取り組みました。目標年の平成 27 年度における温室効果ガス排出量については、現在年度途中のため算出できませんが、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 力年の平均総排出量は 16,846t-CO₂（平成 21 年度比 2.0%）となります。平成 21 年度以降に設置された新規施設の増加に伴い、目標の達成には厳しい状況です。

温室効果ガス排出量の推移

項目	H21 年度 (基準値)	H23 年度 (実績)	H24 年度 (実績)	H25 年度 (実績)	H26 年度 (実績)	4 力年 平均	H27 年度 (目標値)
総排出量 (t-CO ₂)	17,183	16,865	16,698	16,907	16,915	16,846	16,324
基準年度比	-	1.9%	2.8%	1.6%	1.6%	2.0%	5.0%

前計画では、基準年度の算出に用いた係数で総排出量を算出

5) 計画期間及び基準年度

島田市環境基本計画との整合性を図るため、第2次環境基本計画の中間見直し年度（平成30年度）に合わせ、本計画では、平成28年度から平成30年度の3年間の計画期間とします。本計画の基準年度は、直近で実績が把握できる平成26年度とします。

6) 対象範囲

本計画の対象範囲は、市が行う全ての事務事業（外部に委託する事務事業は除く。）及び市が所有する全ての施設（外部委託又は指定管理者制度により管理運営する施設を含む。）とします。

7) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定されている下記の7種類の物質となります。

ただし、このうちパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、本市の事務事業に伴う排出がない、若しくは、あっても排出量が極めて少なく算定が容易ではないため本計画では対象外とします。

温室効果ガスの種類（法第2条第3項）

ガス種類	本市の事務事業で対象となる排出活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	・燃料の使用（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等） ・他人から供給された電気の使用 ・一般廃棄物（プラスチックごみ）の焼却
メタン（CH ₄ ）	・定置式ガス・ガソリン機関における燃料の使用 ・家庭用機器における燃料（灯油）の使用 ・公用車の走行 ・下水・し尿・雑排水の処理 ・一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素（N ₂ O）	・定置式ディーゼル機関における燃料の使用 ・定置式ガス・ガソリン機関における燃料の使用 ・家庭用機器における燃料（灯油）の使用 ・公用車の走行 ・麻酔剤（笑気ガス）の使用 ・下水・し尿・雑排水の処理 ・一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	・カーエアコンの使用
パーフルオロカーボン（PFC）	本計画では対象外とする
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	

上記以外に、温室効果ガスの発生原因となる活動を新たに実施した場合は、適宜対象活動に追加する。

3 . 基準年度（平成 26 年度）の温室効果ガスの排出状況

1) 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 27 年 4 月環境省）に基づき算定します。算定に用いる排出係数及び地球温暖化係数は、当該年度に係る最新の係数を用いて算出します。

基本的な算定の考え方

活動の区分ごと算出し、ガスごとに合算する
温室効果ガス排出量（t ガス）＝活動量×排出係数
で求めた各ガスの排出量に、地球温暖化係数を乗じて算出し合算する。
温室効果ガス排出量（t-CO₂）＝温室効果ガス排出量（t ガス）×地球温暖化係数

活動量：温室効果ガスの排出を伴う活動の規模を表す指標。（使用量、焼却量、走行距離等）

排出係数：活動量 1 単位当たりに排出される温室効果ガスの量。

地球温暖化係数：温室効果ガスごとに地球温暖化をもたらす程度について、CO₂ との比で表したものの。

2) 温室効果ガスの年間排出量

本計画の基準年度（平成 26 年度）における本市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は、35,960t-CO₂ です。

温室効果ガスの種類別排出量は、二酸化炭素（CO₂）が約 97%と大半を占め、次いで一酸化二窒素（N₂O）、メタン（CH₄）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の順となっています。

温室効果ガスの種類別排出量

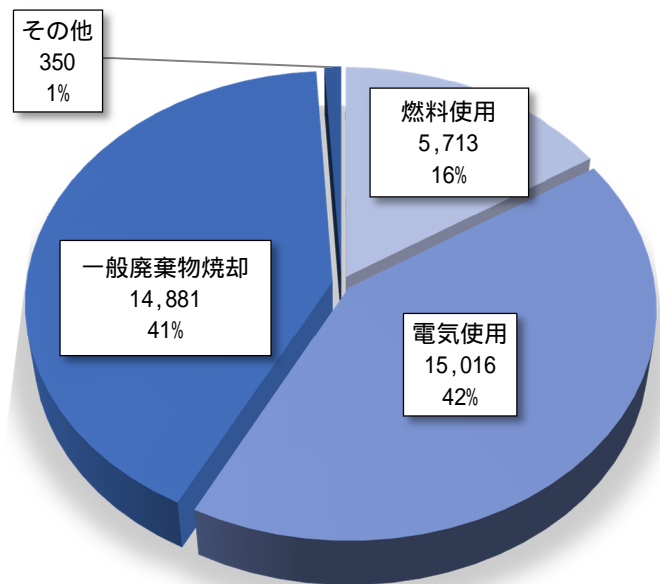
ガス種類	排出量（t-CO ₂ ）	構成比	主な排出活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	35,026	97.40%	一般廃棄物（プラスチックごみ）の焼却、電気・燃料の使用等
メタン（CH ₄ ）	182	0.51%	下水・し尿の処理、公用車の走行等
一酸化二窒素（N ₂ O）	748	2.08%	一般廃棄物の焼却等
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	4	0.01%	公用車カーエアコンの使用
合計	35,960	100.00%	

前計画から、対象活動や排出係数等に変更があるため、P. 4 で示した平成 26 年度の排出量とは異なった数値となる。

排出活動別の温室効果ガス排出量は、次のとおりです。電気の使用に伴う排出が最も多く41.76%を占め、次いで一般廃棄物の焼却に伴う排出が41.38%となっており、合わせて全体の約83%を占めています。このため、これらの分野における削減抑制の取組を重点的に実施していく必要があります。

排出活動別温室効果ガスの排出量

排出活動	排出量 (t-CO ₂)	構成比
燃料の使用	5,713	15.89%
他人から供給された電気の使用	15,016	41.76%
一般廃棄物の焼却	14,881	41.38%
公用車の走行	15	0.04%
カーエアコンの使用	4	0.01%
下水・し尿・雑排水処理	318	0.88%
麻酔剤（笑気ガス）の使用	13	0.04%
合 計	35,960	100.00%



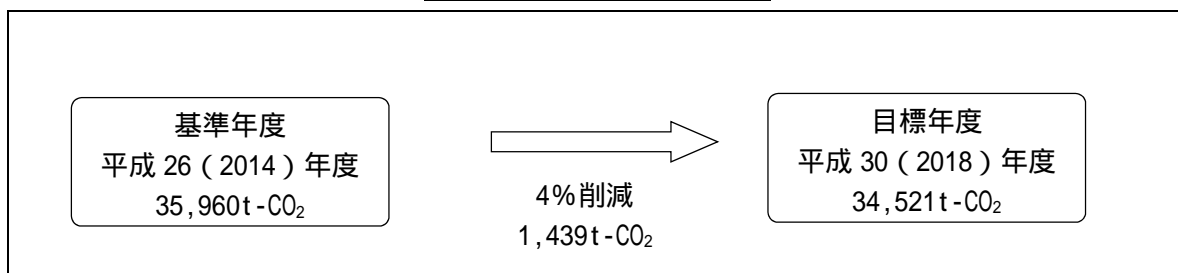
排出活動別排出量の構成割合 (t-CO₂)

4 . 温室効果ガス排出量の削減目標

1) 温室効果ガスの排出削減目標

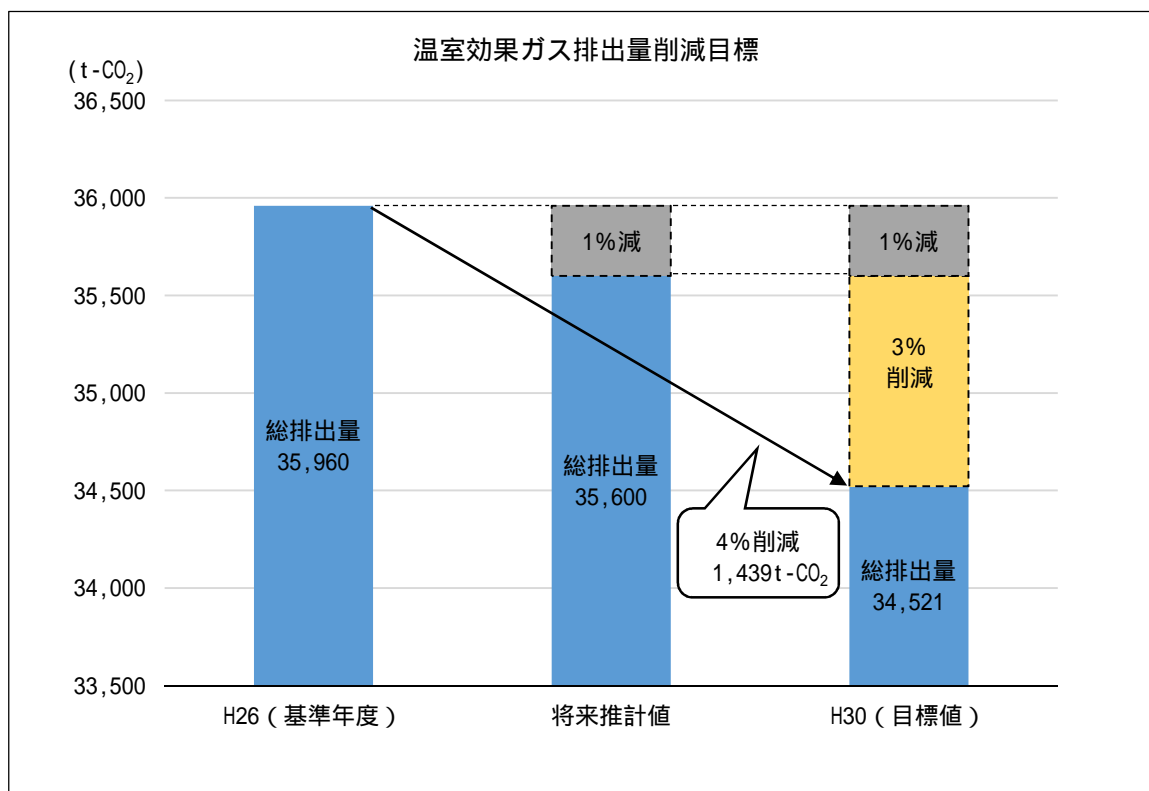
平成 30 (2018) 年度の温室効果ガス総排出量を、平成 26 (2014) 年度比で 4 % 以上削減します。

温室効果ガスの排出削減目標



< 削減目標の設定方法 >

目標の設定にあたっては、まず本計画期間中 (平成 28 年度から平成 30 年度) における温室効果ガスの排出量の増減見込みを将来推計値として算出し、そこから排出活動ごとに個別目標を定めて算出しました。



将来推計値：市有施設の新築・廃止や移管等の計画期間中に見込まれる施設の増減等を見込んで算出した将来推計値。地球温暖化係数の改正に伴う増減分、施設の減少に伴う減少分 (消防本部、お茶の郷、北部・東部・西部共同調理場、金谷学校給食センター)、施設の増加による増加分 (川根温泉ホテル、中部学校給食センター) を見込んで算出。

2) 個別目標

温室効果ガスの総排出量の削減目標を達成するため、排出活動を6つの項目に分類して個別に目標を設定します。

項目別温室効果ガスの削減目標

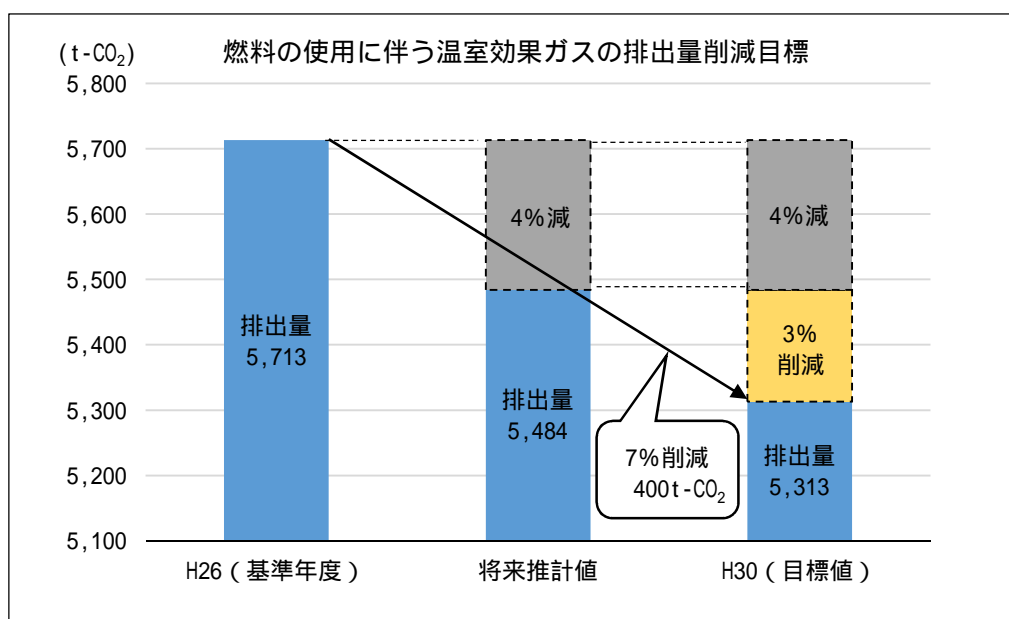
項目	平成26年度 基準排出量 (t-CO ₂)	平成30年度 目標排出量 (t-CO ₂)	削減目標
燃料の使用	5,713	5,313	7%削減
他人から供給された電気の使用	15,016	14,490	3.5%削減
一般廃棄物の焼却	14,881	14,285	4%削減
公用車の使用	19	14	26%削減
下水・し尿・雑排水処理	318	406	
麻酔剤(笑気ガス)の使用	13	13	
合計	35,960	34,521	4%削減

下水・し尿・雑排水処理については、市域における下水道接続及び合併処理浄化槽の普及促進により温室効果ガスの排出量が増加するため削減目標は設定しない。

麻酔剤(笑気ガス)の使用については、医療用途のため削減目標は設定しない。

(1) 燃料の使用

市の施設等における燃料(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス)の使用に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。目標設定にあたっては、まず、地球温暖化係数の改正に伴う増減分と施設の増減に伴う燃料使用量の増減分を見込んだ将来推計値を算出し、そこからエネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づくエネルギー使用量の削減目標3%(原単位で年平均1%以上の削減)を削減目標として設定します。



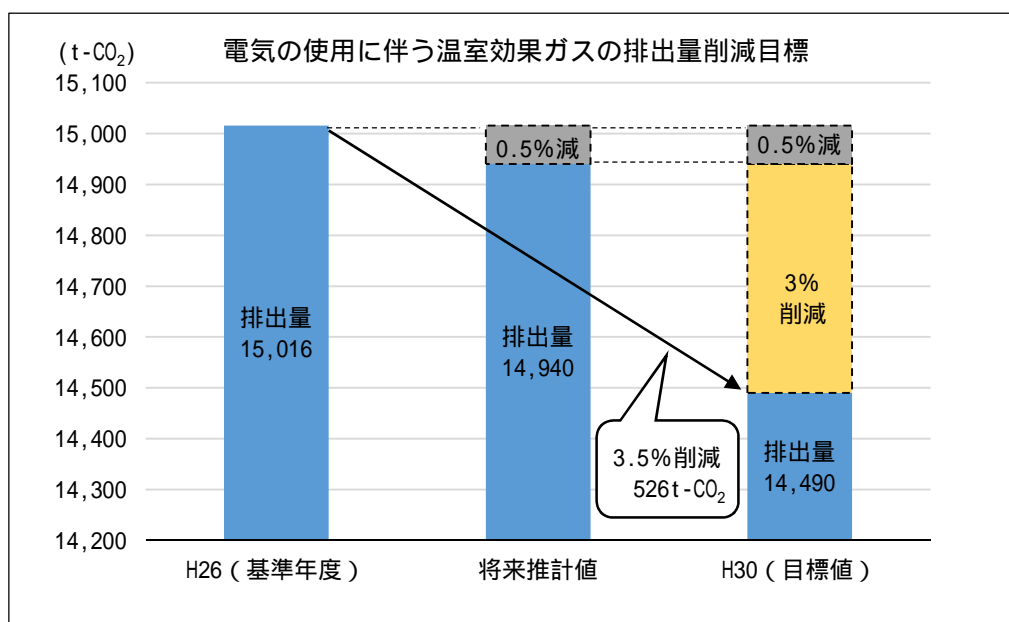
燃料の使用に伴う活動量の具体的な目標値

項目	単位	平成 26 年度 基準値	将来推計値	平成 30 年度 目標値	備考
ガソリン	L	146,975	114,140	110,716	将来推計値から 3%削減
灯油	L	429,808	396,492	384,597	将来推計値から 3%削減
軽油	L	149,698	134,276	130,248	将来推計値から 3%削減
A重油	L	916,114	872,404	846,232	将来推計値から 3%削減
L P ガス	m ³	169,567	186,965	181,356	将来推計値から 3%削減
都市ガス	m ³	148,494	132,714	128,733	将来推計値から 3%削減
温室効果ガス 排出量	t-CO ₂	5,713	5,484	5,313	

定置式ガス・ガソリン機関における燃料の使用（L P ガス、都市ガス）、定置式ディーゼル機関における燃料の使用（灯油、軽油）、家庭用機器における燃料の使用（灯油）を含む。

（ 2 ）他人から供給された電気の使用

市の施設における電気の使用に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。目標設定にあたっては、まず、施設の増減に伴う電気使用量の増減分を見込んだ将来推計値を算出し、そこからエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づくエネルギー使用量の削減目標 3%（原単位で年平均 1%以上の削減）を削減目標として設定します。

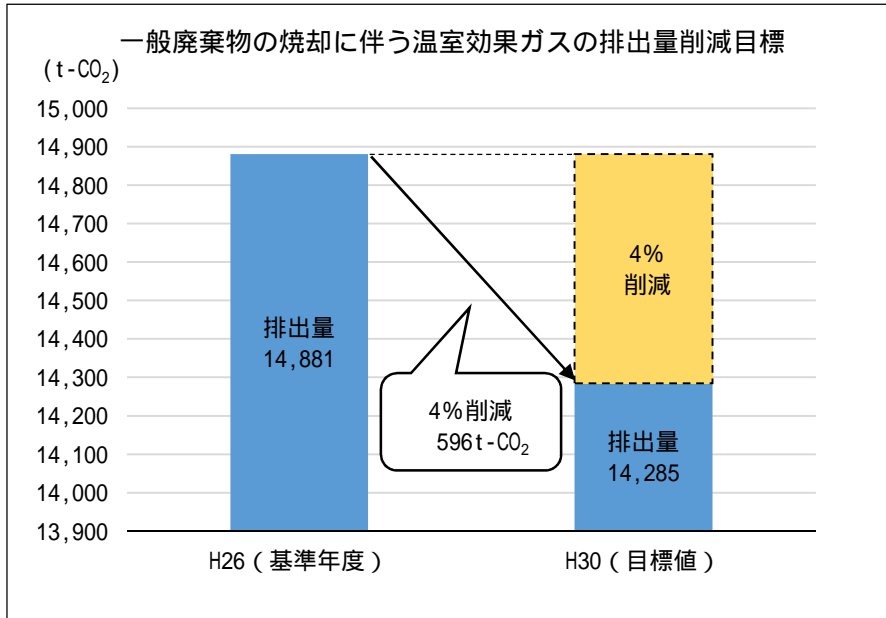


電気の使用に伴う活動量の具体的な目標値

項目	単位	平成 26 年度 基準値	将来推計値	平成 30 年度 目標値	備考
電気使用量	kWh	29,270,393	29,046,672	28,175,272	将来推計値から 3%削減
温室効果ガス 排出量	t-CO ₂	15,016	14,940	14,490	

(3) 一般廃棄物の焼却

田代環境プラザにおける一般廃棄物の焼却と、クリーンセンターにおける汚泥の焼却に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組みます。目標設定にあたっては、島田市一般廃棄物処理基本計画の計画内容に基づき削減目標を設定します。



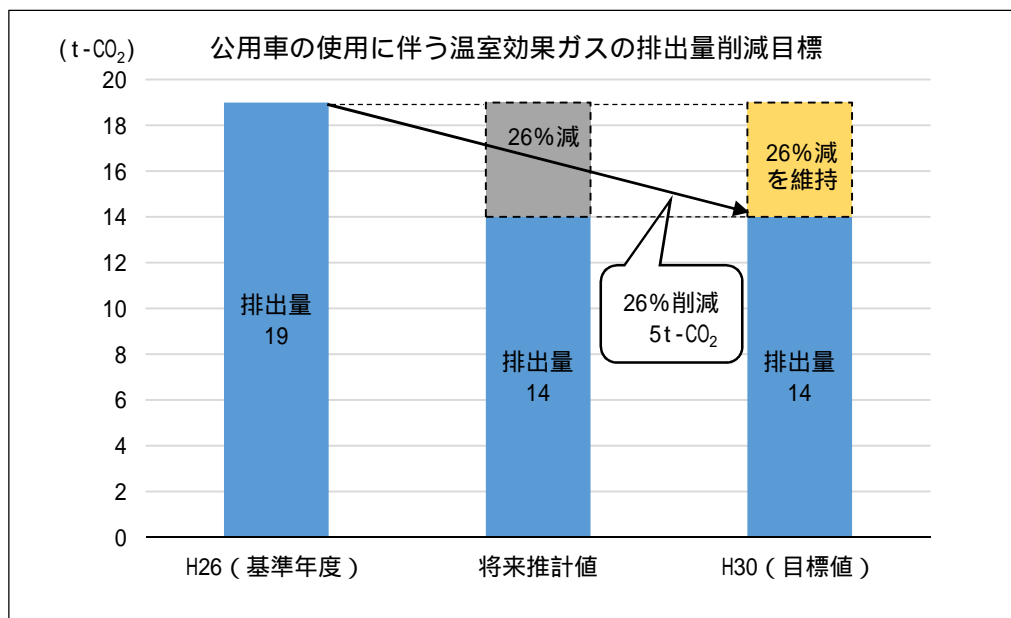
一般廃棄物の焼却に伴う活動量の具体的な目標値

項目	単位	平成 26 年度 基準値	平成 30 年度 目標値
田代環境プラザ焼却処理量	t	31,313	29,996
クリーンセンター焼却汚泥量	t	1,630	-
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	14,881	14,285

クリーンセンター焼却汚泥量については、し尿処理により発生する汚泥のため削減目標は設定しない。

(4) 公用車の使用

市の公用車の使用（走行距離及びカーエアコン使用台数）に伴う温室効果ガスの排出量抑制に取り組めます。公用車の使用については、巡回等の市民サービスに直結する要素も多いため、目標設定にあたっては、地球温暖化係数の改正に伴う増減分と平成28年度からの消防本部の広域化に伴う公用車所有台数減少分を見込んだ将来推計値を算出し、そこから現状維持を目標とします。



公用車の使用に伴う活動量の具体的な目標値

項目	単位	平成26年度 基準値	将来推計値	平成30年度 目標値
公用車の走行	km	1,973,991	1,760,002	1,760,002
カーエアコン使用台数	台	291	264	264
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	19	14	14

公用車に伴う燃料（ガソリン、軽油）の使用については、燃料の使用で算定。

5 . 目標達成に向けた具体的な取組

1) 日常業務に関する取組

個々の取組による削減効果は大きくありませんが、すべての職員共通のルールとして、全庁的な取組を展開します。

(1) 省エネルギーの推進

職員による節電や燃料の使用抑制など、日常業務における省エネ活動を推進することにより、温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none">・空調設定温度の適正化と運転時間の縮小に努める。・使用されていない部屋・区画の空調は停止する。・カーテンやブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。・夏季におけるクールビズを励行する。
照明	<ul style="list-style-type: none">・始業前、昼休み、終業時は不要な照明を消す。・会議室やトイレ、給湯室、更衣室等の使用されていない部屋の消灯を徹底する。・廊下や通路、ロビー等の使用されていない共用区画は、支障のない限り消灯する。・日中は、自然光を最大限に活用し必要な照明のみ点灯する。
事務機器	<ul style="list-style-type: none">・長時間離席する時は電源を切る。・節電・省エネモードの機能を活用する。・退庁時には電源を切る。・省エネルギー性能の高い製品を購入する。
電化製品	<ul style="list-style-type: none">・電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気ポット等）は、極力台数を整理し、必要最小限の使用に止める。・長時間使用しない場合は、プラグをコンセントから抜く。
給湯	<ul style="list-style-type: none">・冬季以外は極力給湯を使用しない。・温度設定は支障のない範囲で低めにする。
公用車	<ul style="list-style-type: none">・エコドライブを心掛ける。・近距離での移動は、徒歩や公用自転車を積極的に利用する。・出張等での移動は、公共交通機関を積極的に利用する。・会議等で同一方面から複数の職員が移動する際は、相乗りを励行する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・エレベーターの使用を控え階段の使用を励行する。・事務の効率化を図りノー残業デーの定時退庁に努める。

(2) 省資源の推進

温室効果ガスの削減に直結する取組ではありませんが、省資源等の環境配慮活動を推進することにより、間接的に温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

項目	取組内容
水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汲み置き洗い等節水に努め、水を流しっ放しにしない。 ・ 毎月の使用量を管理し、漏水の早期発見に努める。 ・ トイレでは擬音発生装置を活用する。
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内LANを有効活用する。 ・ 両面印刷を徹底する。 ・ 可能な限り裏紙印刷や集約印刷を活用する。 ・ 会議資料や刊行物等の簡略化、簡素化（ワンペーパー）、作成部数の適正化により印刷数を削減する。 ・ ファイリングの徹底により、資料等の共有化を図る。 ・ 事務手続きの簡略化、電子化を推進する。
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイカップ、マイボトル、マイ箸等を使用し、使い捨て容器の使用は自粛する。 ・ 執務室内のごみ箱を減らし、安易にごみを出さない環境を整える。 ・ 排出ごみの分別、資源化を徹底する。 ・ 封筒、ファイル等の再利用を徹底する。 ・ トナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。 ・ 備品、事務用品の長期使用に努める。
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイリングによる執務室内の環境整備を徹底し、事務用品等の過剰購入をしない。 ・ 整理等で不要・余剰となった各課で保有する事務用品等を全庁LANのへ登録し全庁的な有効活用を図る。（物品バンク） ・ グリーン購入を推進する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントにおける環境取組を推進する。

本市では、エコアクション21を認証・登録し、環境への取組を推進しています。自己の環境負荷を低減させるための取組として、次の項目についても具体的な目標を定め取り組んでいきます。

項目	平成28年度～30年度の目標
水の使用量	前年度比1%以上削減する。
用紙の使用量 （総務課集中管理分）	A4版換算5,808,750枚以下に抑える。 （平成26年度実績から増加させない。）
燃えるごみ（一般廃棄物）の 排出量（庁舎のみ）	前年度比1%以上削減する。
グリーン購入率	90%以上を維持する。

2) 施設や設備機器に関する取組

(1) 運用改善による取組

施設や設備機器の保守・管理等の運用の改善を図り、温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の起動時期・時刻の適正化を図る。 ・空調設備の定期的な保守・点検を実施する。 ・フィルター等の定期的な清掃を実施する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の定期的な保守・点検・清掃を実施する。 ・照明器具の定期的な清掃を実施する。
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の少ない時間帯においては、運転を一部停止する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の有効活用と壁面・屋上緑化の推進に努める。 ・施設の省エネ診断を実施する。

(2) 導入、更新に関する取組

設備の導入、更新に際しては、環境に配慮した設備の導入に努めます。

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い空調設備の導入 ・空調対象範囲の細分化 ・可変風量制御方式の導入 ・遮熱ガラスフィルム等の導入
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・高周波点灯形(Hf)蛍光灯やLED(発光ダイオード)照明等の高効率機器の導入 ・照明対象範囲の細分化 ・人感センサーの導入 ・調光制御のできる照明装置の導入
動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御システムの導入
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド制御の導入 ・力率改善制御システムの導入 ・変圧器の統合
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車や低燃費車の導入 ・再生可能エネルギーの導入 ・壁面緑化、屋上緑化の導入 ・国等の補助金事業を活用した省エネルギー改修の推進

< 省エネルギー設備の導入事例 >

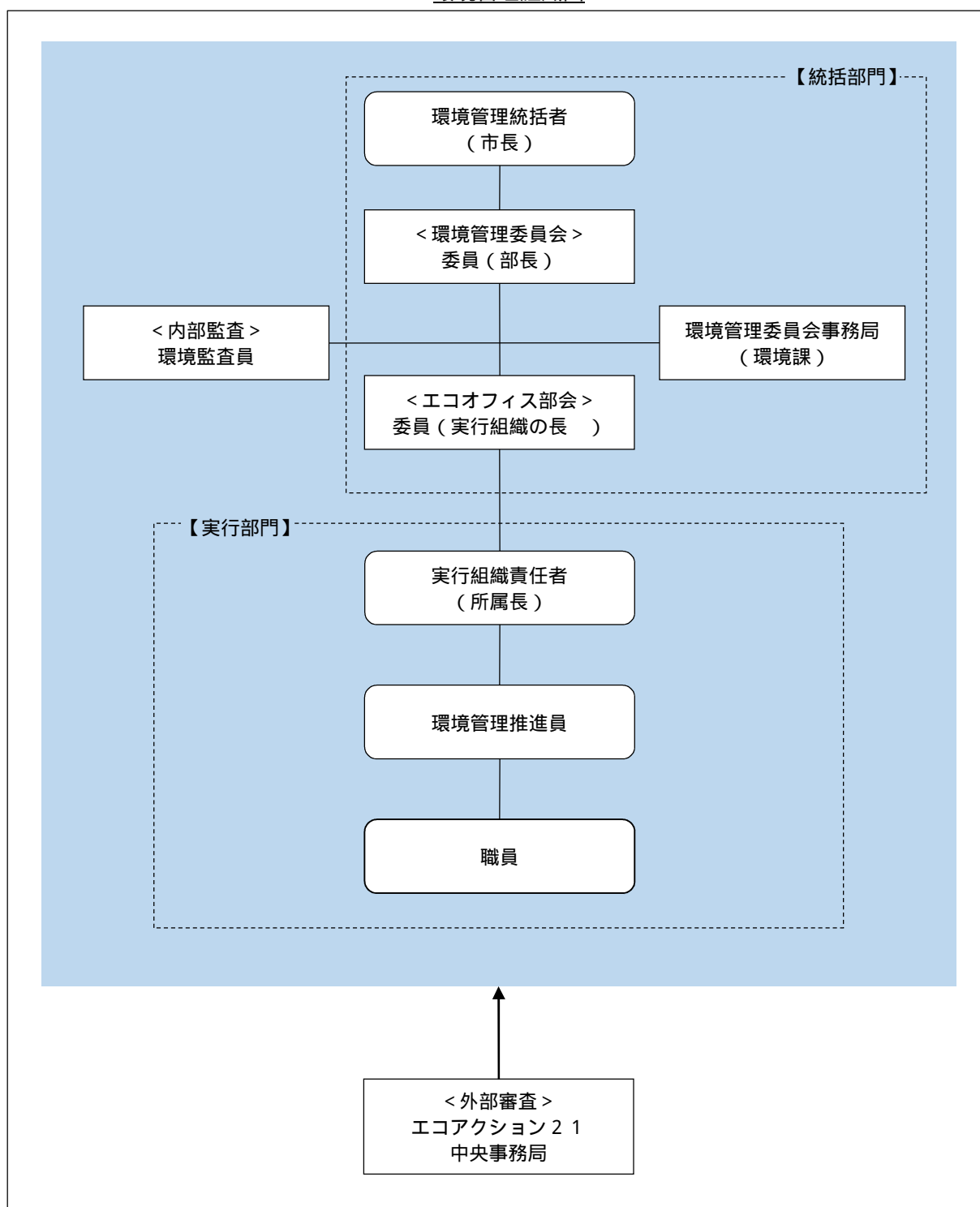
- ・国等の補助金を活用した照明のLED化(本庁舎、ぎんもくせい、学校体育館)、空調設備の改修(プラザおおるり、生きがいセンター)
- ・フロア照明改修に伴うLED化(金谷体育センター)
- ・新施設でのLED照明の導入(川根温泉ホテル、中部学校給食センター、川根小学校)や太陽光発電設備・蓄電池設備の導入(川根小学校) など

6 . 計画の推進

1) 推進体制

本計画は、島田市環境管理システムの環境管理組織で推進します。

環境管理組織図

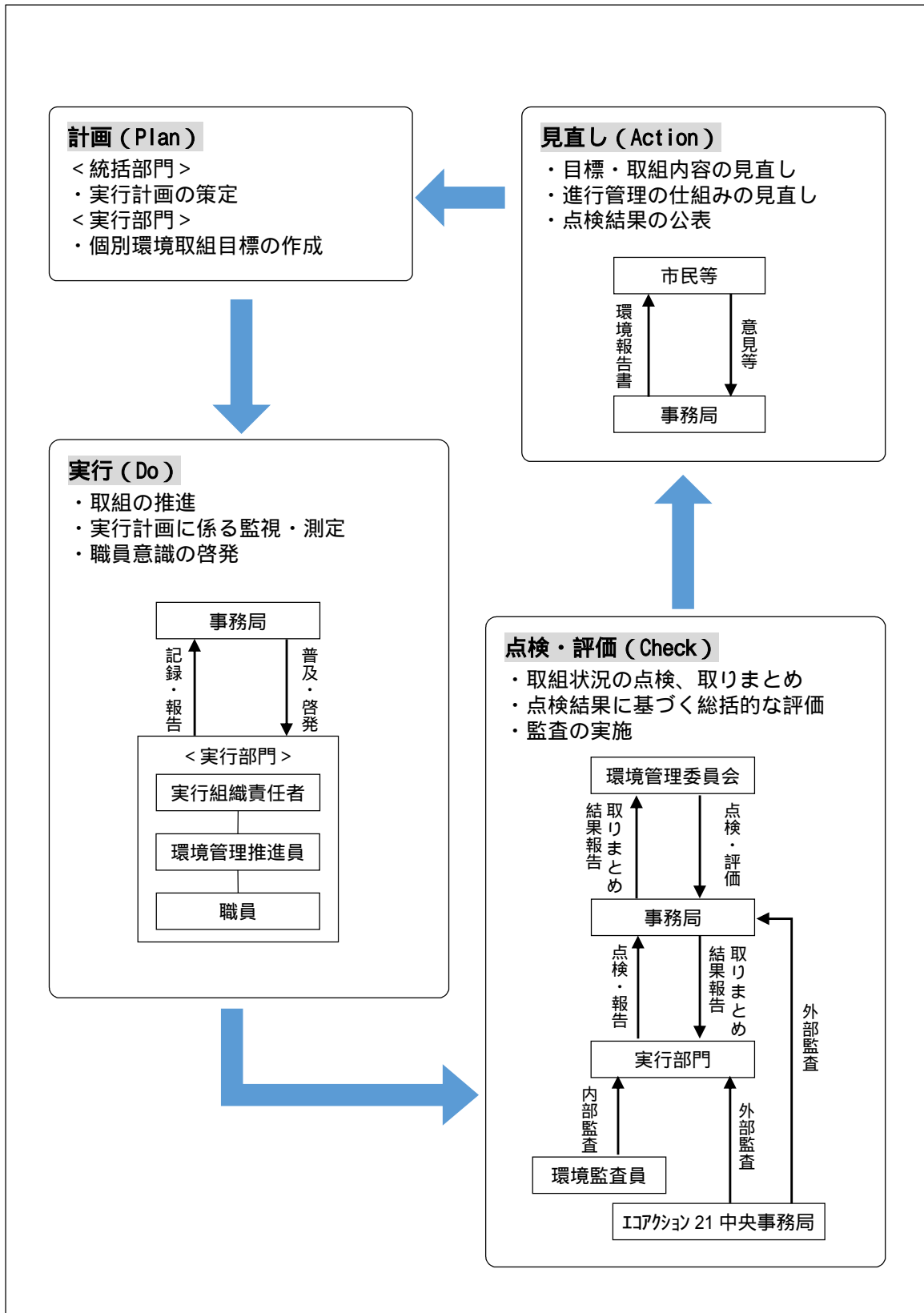


エコオフィス部会委員構成：島田市環境管理マニュアルに定める。

2) 進行管理

本計画は、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、組織的、継続的な取組として推進します。

P D C Aサイクルによる進行管理



3) 職員に対する研修

本計画を全庁的に展開し、推進していくためには、職員一人ひとりが、計画の目的や内容を理解し、環境に配慮した取組を実践していくことが重要です。そのため、研修等を通して職員の意識啓発を実施し、意識の向上及び実践の促進を図ります。

計画の周知

- ・本計画を施設及び実行組織単位に配布し、全職員への周知を図ります。
- ・庁内LANの掲示板を通じて、本計画の内容や進捗状況について情報提供を行います。

研修の実施

- ・環境管理推進員に対して定期的な研修を実施します。
- ・職員研修等において、本計画について周知を行うとともに、環境意識を高めるためのプログラムを取り入れます。

4) 点検・評価・公表

環境管理委員会事務局は、各実行組織の環境管理推進員を通じて収集したエネルギー使用量等の実績を集計し、毎年1回温室効果ガスの総排出量を算定します。本計画の進捗状況及び取組状況については、環境報告書及び環境活動レポートで毎年公表します。

なお、毎年の温室効果ガスの総排出量は、施行令に基づき、当該年度に係る最新の排出係数及び地球温暖化係数を用いて算定しますが、係数の増減の影響を受けるため、取組成果を適切に把握できない可能性があります。このため、実行計画の進捗状況や目標の達成状況等を適切に管理するために、排出係数等を基準年度の値で固定して算定した比較用の総排出量も参考値として算出します。